

令和 2 年 6 月 16 日

各務原市内の居宅介護支援事業所の長 各位

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
各務原市介護保険課の山村と申します。

厚生労働省が令和 2 年 6 月 5 日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営  
に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基  
準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を公布したため、内容等周知  
いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

《改正省令の主な内容（抜粋）》

令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介  
護支援事業所については、  
当該管理者が管理者である限り、  
管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予  
する。

\*\*\*\*\*

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 山村 彩乃

〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69

TEL 058-383-1111（内線：2544）

FAX 058-383-6365

E-mail [yamamura-ayano@city.kakamigahara.lg.jp](mailto:yamamura-ayano@city.kakamigahara.lg.jp)

\*\*\*\*\*